

# 大阪府立牧野高等学校同窓会 牧友会 会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪府立牧野高等学校同窓会 牧友会と称する。

2 前項の名称は、「牧友会」と略して用いることができる。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪府立牧野高等学校内（大阪府枚方市南船橋1丁目11番1号）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、大阪府立牧野高等学校（以下、「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、親睦を図るための事業。
- (2) 会員名簿及び会報の発行、配布事業。
- (3) 母校の教育活動を支援する事業。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員を持って構成する。

- (1) 正会員 大阪府立牧野高等学校卒業生。但し、一定期間在学した者で入会を希望する者は、理事会の承認を経て正会員になることができる。
- (2) 特別会員 大阪府立牧野高等学校職員及び旧職員。

## 第三章 役員

(種別及び定数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名。
- (2) 会長 1名。

- (3) 副会長 2名以上5名以内。
- (4) 理事 5名以上30名以内。
- (5) 校内理事 若干名。
- (6) 会計 1名。
- (7) 監事 2名。

(役員を選任等)

第7条 会長、副会長は、理事会において理事の互選により選任する。

- 2 会計は、理事会において理事の互選により選任する。
- 3 監事は、総会において正会員又は特別会員である現職員の中から選任する。但し、他の役員を兼ねることはできない。
- 4 理事は、総会において正会員の中から選任する。
- 5 校内理事は、総会において正会員である現職員の中から選任する。
- 6 名誉会長は、現学校長とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の財産管理及び会計事務を担当する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 本会の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を会長に請求すること。

5 理事及び校内理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び総会の議決に基づいて、本会の業務を執行する。

7 名誉会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言を行うとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の定例総会が終結するまで伸長することができる。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、専門的な知識経験を有する者の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 相談役は、会長経験者又はこれに準ずる者の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

## 第四章 幹事

(種別及び定数)

第11条 本会に、卒業年度を同じくする正会員ごとに2名以内の幹事を置くことができる。

(選任)

第12条 幹事は、卒業年度ごとに任意に定める方法において、卒業年度を同じくする正会員の中から選任する。

(職務)

第13条 幹事は、卒業年度を同じくする正会員を代表し、本会との連絡調整を行う。又理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第14条 幹事の任期は、卒業年度ごとに任意に定めるものとする。

## 第五章 総会

(構成)

第15条 総会は、本会運営に関する最高決議機関であり、会員をもって構成する。

(種別)

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(機能)

第17条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 役員を選任。
- (3) 事業計画及び予算。
- (4) 事業報告及び決算。
- (5) 理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
- (6) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第18条 定時総会は、毎年1回、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、会長に招集の請求をしたとき。
- (2) 監事が、第8条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第19条 総会は会長が招集する。但し前条第2項第2号の規定による場合は、監事が招集する。

(議決)

第20条 総会の議事は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第六章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、本会運営上の重要事項及び事業等について協議する機関であり、理事及び校内理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会はこの会則で別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第23条 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、会長に開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第8条第4項第5号の規定により、会長に開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

(議決)

第25条 理事会の議事は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第七章 組織

(委員会)

第26条 第3条の目的を達成するため、理事会の議決を経て、常設委員会及び特別委員会を置くこと

ができる。

(支部)

第27条 第3条の目的を達成するため、理事会の議決を経て、地域又は職域別の支部を設置することができる。

2 会員が支部の設置を希望するときは、支部規約及び支部員名簿を理事会に提出し、理事会の議決を経なければならない。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

## 第八章 会計

(資産)

第29条 本会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 寄付金品。
- (3) 財産から生じる収益。
- (3) 事業に伴う収益。
- (3) その他の収益。

(特別会計)

第30条 本会の会計は、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(会費)

第31条 正会員の会費は終身会費とし、金4000円を在学中に完納するものとする。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第九章 雑則

(慶弔)

第33条 次のいずれかに該当する会員について、理事会の議決を経て、表彰を行うことができる。

- (1) 本会の役員として永年その任にあった者。

(2) 社会的に特に顕著な功績のあった者。

2 本会の役員及び特別会員が死亡したときは、本会の名において花輪を及び弔電を送り哀悼の意を表することができる。

(委任)

第34条 本会則に定めるものの他、規則等本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会則変更)

第35条 本会則を変更しようとするときは、総会に付議し、出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

(住所等変更通知)

第36条 会員は、住所、身分及び職業等に異動を生じたときは、必ずその旨を本会に通知しなければならない。

## 附 則

- 1 本会の設立年月日は、昭和54年4月1日とする。
- 2 本会則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 3 本会則は、平成30年5月20日から施行する。
- 4 本会則は、平成30年9月1日から施行する。
- 5 本会則は、令和元年5月19日から施行する。